

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和 7 年 2 月 13 日 午後 7 時 00 分
閉 会 の 日 時	令和 7 年 2 月 13 日 午後 7 時 20 分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所 3 階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名 する委員氏名	中西 康裕・畑井 祐樹
会議に出席した 者の職・氏名	（説明のために出席した者） 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 （職務のために出席した事務局職員） 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した 事件	議案第 3 号 令和 7 年度教育関係予算について 議案第 4 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 10 号）について 議案第 5 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について 議案第 6 号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について 議案第 7 号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、畑井委員を指名

会議に付する案件

議案第3号 令和7年度教育関係予算について

議案第4号 令和6年度教育関係補正予算（第10号）について

議案第5号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

議案第7号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について

教育長報告

議事に入る前に私の方から報告をさせていただきます。

各学校では、今年度の活動を振り返り、次年度へ向けた学校評価を行ない、改善点を出し合い、次年度に向けての教育課程の編成作業に取り組んでいるところです。学校評価等がまとまりましたら、委員の皆さんにお示しいたします。

中学校では、私立高校の入試や県立高校の前期選抜を終え、後期選抜の準備に入っているところです。

教職員の人事異動については、来月の第2週あたりに、一般教職員と校長・教頭の異動内示がある予定です。

スポーツ課においては、美し国みえ市町対抗駅伝が2月16日に、「都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会」があと1ヶ月後と迫ってきています。

以上、私からの報告を終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第3号 令和7年度教育関係予算について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、令和7年度教育関係予算を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

令和7年度教育関係予算について、ご説明申し上げます。

令和7年度教育関係予算につきましては、12月教育委員会協議会におきまして、ご説明させていただいた内容で予算要求を行い、その後、財政当局との調整、市長査定を経て1月に内示がありました。

協議会においてもご説明申し上げましたが、伊勢市の収支見通しについては、歳入においては、人口減少等などにより市税収入等の大きな好転は見込めない状況であり、歳出においても、公共施設等の維持更新経費の増大などの大きな財政出動を伴う事業の実施に加え、物価高騰による資材単価等の上昇が事業全般に大きな影響を及ぼすなど、厳しい財政状況下にあります。

教育の分野においても、市全体での調整がなされ、21ページになりますが、歳出としましては、内示額は47億7,879万3千円となりました。

それでは、教育関係の予算要求状況についてご説明申し上げます。お手元のA4横書の「令和7年度教育関係予算要求（内示）額一覧」をご高覧ください。

資料1ページから6ページまでが歳入、7ページから21ページまでが歳出予算となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

3ページをお願いします。

この表につきましては、予算分類上の節ごとに、12月の教育委員会協議会の際にご説明させていただいた額である「要求額」に加え、今回市長査定後の内示のあった額「内示額」等を記載させていただいております。

それでは改めまして、歳入のご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、社会教育施設、体育施設などの使用料、幼稚園の預かり保育料、各種事業に係る補助金などの国、県からの支出金、基金からの繰入金、貸付金の元利収入、太陽光発電による売電収入などの諸収入を見込み、6ページに記載のとおり、合計で4億7,922万7千円の要求を行いましたところ、査定での結果、4億5,776万2千円の内示額となりました。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

7ページをご高覧下さい。

歳出でございますが、教育委員会並びに事務局の運営、幼稚園、小中学校の運営、教職員研修や不登校対策、人権教育、社会教育、スポーツに係る経費等として、24ページに記載のとおり、合計で51億7,948万2千円の要求に対し、内示額47億7,879万3千円で4億68万9千円の減額の内示となったものでございます。

債務負担行為については、22ページに記載のとおりでございます。

今後の予定ですが、本日の教育委員会の後、2月25日から開会される3月市議会において審議されることとなります。

以上、令和7年度教育関係予算について、ご説明をいたしました。

よろしく、お願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。
「議案第3号 令和7年度教育関係予算について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第3号 令和7年度教育関係予算について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第4号 令和6年度教育関係補正予算（第10号）について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

23ページをご覧ください。

これは、令和6年度教育関係補正予算（第10号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

令和6年度教育関係補正予算（第10号）についてご説明いたします。

お手元の「令和6年度教育関係補正予算（第10号）要求額一覧」をご高覧ください。

今回の補正予算につきましては、歳入で1,187万6千円の減額、歳出で4,690万2千円の減額となっております。

今回の補正予算要求につきましては、令和6年度の最終補正となることから、年間の実績、及び実績見込みを精査し、要求しております。

歳入からご説明申し上げます。

25ページをお願いします。

この表におきましては、予算分類上の節名称ごとに、今回要求します額、「要求額」、現在の予算額、「予算現額」、「決算見込額」、主な補正理由等を記載しております。

まず、歳入でございます。

25ページ及び26ページになりますが、歳入につきましては、社会教育施設、スポーツ施設の使用料の精査、各種事業実施に伴う国、県からの支出金、各種

事業の実績見込みを精査し、増額又は減額をしようとするものでございます。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、27 ページから 30 ページに記載してございます。

歳出においては、28 ページの下から 1 段目の中学校給食共同調理場管理経費において、光熱水費の高騰に伴い、603 万 2 千円を増額するほか、工事等に係る請負差額、執行状況、並びに今後の支出見込みを精査し、主な補正理由の欄に記載した理由により、それぞれ減額しようとするものでございます。

今後の予定ですが、本日の教育委員会の後、2 月 25 日から開会される 3 月市議会において審議されることとなります。

以上、令和 6 年度教育関係補正予算（第 10 号）について、ご説明いたしました。

よろしく、お願いいたします。

教育長

ただいま教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 4 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 10 号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 4 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 10 号）について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 5 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

31 ページをご覧ください。

これは、附属機関の構成を改めるため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第5号 伊勢市附属機関条例の一部改正についてご説明いたします。

この条例改正のうち、教育委員会に関係しますものは、伊勢市教育振興基本計画策定委員会及び伊勢市特別支援教育推進会議に係る部分でございます。

いずれの附属機関につきましても、構成員について改めるため改正しようとするものでございます。

その内容について御説明申し上げます。

40 ページ、41 ページをお願いします。

新旧対照表になりますが、左側が改正後、右側が改正前となります。

これらの附属機関については、「幼保連携型認定こども園の職員等」をその構成員としておりましたが、認定こども園については、幼保連携型のほか幼稚園型や保育所型などもあることから、「幼保連携型認定こども園」に係る部分を「認定こども園」に改めようとするものでございます。

なお、この条例のうち教育委員会の附属機関に係る部分につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、伊勢市附属機関条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第5号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第5号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

44 ページをご覧ください。

これは、外国語指導助手の報酬を引き上げるため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしく

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

46 ページの新旧対照表も合わせてご覧ください。

これは、令和7年度JET参加者の年間報酬額の見直しに基づき、外国語指導助手の報酬を改定するため、改正しようとするものでございます。

JETプログラムでは、全国的に円滑な斡旋を行うために報酬等を統一的に設定する必要があり、昨今の民間の平均給与や地方公務員の動向等も踏まえ、当該報酬額を見直すことについて、国からの要請がありました。

そのことを踏まえ、外国語指導助手の報酬を改定するために条例を改正し、外国語指導助手の報酬を45 ページのとおり引き上げさせていただいた次第です。

今後の予定ですが、本日の教育委員会の後、3月市議会におきまして審議されることになります。

以上、議案第6号伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

何とぞよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました但、ご意見、ご質問はございませんか。

中村委員

今回の増額の根拠について、どのように算定したのか。国からの指導があったものか。

学校教育課副参事

委員仰せのとおり、国からの通知があったものです。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第6号 伊勢市外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第7号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

47 ページをご覧ください。

これは、伊勢市立二見公民館を廃止し、及び伊勢市立二見生涯学習センターの休館日を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、ご審議いただきます「伊勢市立公民館条例等の一部改正」についてご説明させていただきます。

48 ページをご高覧ください。

今回の改正は、伊勢市施設類型別計画に基づき、二見公民館が老朽化していることから 約1年先の令和7年度末をもって廃止することとするため、伊勢市立公民館条例、伊勢市立公民館使用料徴収条例、伊勢市生涯学習センター条例を一部改正しようとするものでございます。

二見公民館の廃止に伴い、市民サービス向上の観点から二見生涯学習センターの休館日を減らして開館日を増やすことやその他規定整備を合わせて行うものでございます。

なお、これらの条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

ただし、第2条規定の伊勢市立公民館使用料徴収条例における別表以外の部分は公布の日施行するものです。

なお、50 ページから 55 ページには新旧対照表がございますので、合わせてご高覧ください。

以上、伊勢市立公民館条例等の一部改正について、ご説明させていただきました。

何とぞご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第7号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」は、原案どおり

お認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第7号 伊勢市立公民館条例等の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

畑井委員

一点確認したいところがありまして、先ほどご説明のあった条例の書き方について、狭い枠に書かれており、また、縦書きの中に横書が書いてあることで、すごく読みづらいと思います。また、「略」と書いてあるところは、紙面削減や見やすさの点からも別に載せなくていいのではないかと思いますので、もしできるのであれば、そういった形でお願いしたいと思います。

教育総務課長

畑井委員の方からご指摘いただきました条例改正の形式につきましては、議会の本会議に提出する形に合わせた形になっておりますが、それと同じような形をしなければいけないということもございませんので、ご指摘いただいた「略」の部分について削るような形で今後精査させていただきたいと思います。

教育長

他になればこれもちまして教育委員会を閉会いたします。